

株式会社グッド・アイズ建築検査機構
確認検査業務約款

株式会社グッド・アイズ建築検査機構 確認検査業務約款

(責務)

第1条 建築主、設置者又は築造主（確認検査の申請者をいい、その代理者を含む。以下「甲」という。）と株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「乙」という。）は、業務を適正に遂行するため、建築基準関係規定及び建築確認審査等に関する指針を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び引受証を含む。以下同じ。）及び株式会社グッド・アイズ建築検査機構確認検査業務規程に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を誠実に履行しなければならない。

- 2 甲は、乙に提出する確認検査業務に係る申請書及び添付図書について、事実と相違ないことを記載しなければならない。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に記載された業務を次条に定める日（申請建物等の規模や面積を考慮した標準的な業務完了予定日とし、以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。また、甲から業務の方法について説明を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める株式会社グッド・アイズ建築検査機構確認検査業務手数料規程に基づき算定され、引受承諾書又は引受証に記載された額の手数料を第3条に定める日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。なお、甲は、第6条第1項の場合を除き、理由の如何を問わず、既に支払われた手数料の返還を請求することはできない。
- 5 甲は、この契約に定めのあるとき又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が確認検査業務を行う際に申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場等に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、申請に係る計画に関し、乙がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、すみやかに追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第2条 第1条第3項の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 引受承諾書発行の日から 日以内（標準的な業務完了予定日）
 - (2) 中間検査業務 特定工事終了（予定）年月日の翌日
 - (3) 完了検査業務 工事終了（予定）年月日の翌日
- 2 前項第(1)号にかかわらず、確認が建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係るものである場合であって、同法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、乙は、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、業務期日を延長することができる。

3 乙は、甲が前条第2項及び第4項から第7項まで、並びに第5条第1項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責めに帰すことができない事由により、第1項各号の業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(手数料の支払期日)

第3条 第1条第4項の支払期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認検査の申請手数料 引受承諾書発行の日から5日以内
- (2) 中間検査の申請手数料 前条第(2)号に定める中間検査業務の業務期日の前日
- (3) 完了検査の申請手数料 前条第(3)号に定める完了検査業務の業務期日の前日

2 前項の支払期日は、事前相談その他業務遂行上の必要により乙の指定する日とし、又は乙の承諾を得て他の日に変更することができるものとする。

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、前条の支払期日までに当該手数料を乙の指定する銀行口座に振込みの方法により支払うものとする。この場合において、手数料の振込みに要する振込手数料は甲の負担とする。

2 甲は、乙の承諾を得て、他の方法により手数料を支払うことができるものとする。

(確認審査中の計画変更)

第5条 甲は、甲の都合により確認済証の交付前までに対象建築物等の計画を変更する場合は、当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の取下げがあったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、また、その見込みがないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告しても是正されないとき

2 前項の場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはその返還を乙に請求することができる。また、甲は、契約解除によって乙に損害が生じたときもその賠償の責めを負わないものとする。

4 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料がいまだ支払われていないときはその支払いを甲に請求するこ

とができる。また、乙は、契約解除によって甲に損害が生じたときもその賠償の責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なく第3条各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わないとき
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告しても是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が支払われていないときはその支払いを甲に請求することができる。また、乙は、契約解除によって甲に損害が生じたときもその賠償の責めを負わないものとする。

(計画の特定行政庁への通知)

第8条 乙は、契約を締結した後、建築場所を管轄する特定行政庁から要請がある場合は、対象建築物等の計画の概要を当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に損害が生じたときも、乙はその賠償の責めを負わないものとする。

(秘密保持)

第9条 乙は、正当な理由なく、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 第6条第3項及び第4項並びに第7条第2項に定める場合を除き、甲及び乙は、契約に定める業務に関して生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。この場合において、その損害賠償請求額は、申請手数料の10倍を上限とする。

(別途協議)

第11条 この約款に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に則り、甲乙協議して定める。

以上